

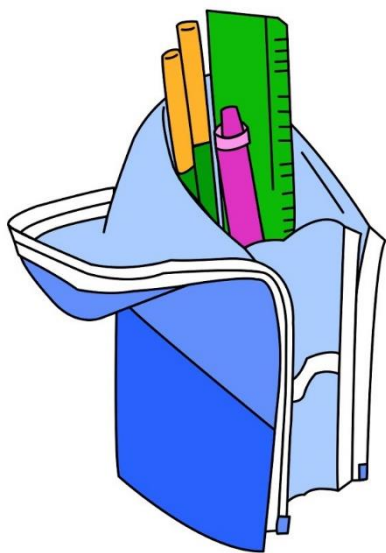
## 一級建築士試験・二級建築士試験・木造建築士試験 試験当日の「携行できないもの」の追加について

令和5年から、受験要領において、試験当日の携行品に関して「携行できないもの」に「筆記用具等収納ケース」を追加しました。以下の例示のようなペンケース、ファイルボックス等の筆記用具等を収納できるもの（機能が類似しているものを含む。）は、試験時間中には使用できませんので、机の上に置かず、かばんの中に入れてください。使用した場合は、不正行為とみなし、退場処分となる場合がありますのでご注意ください。

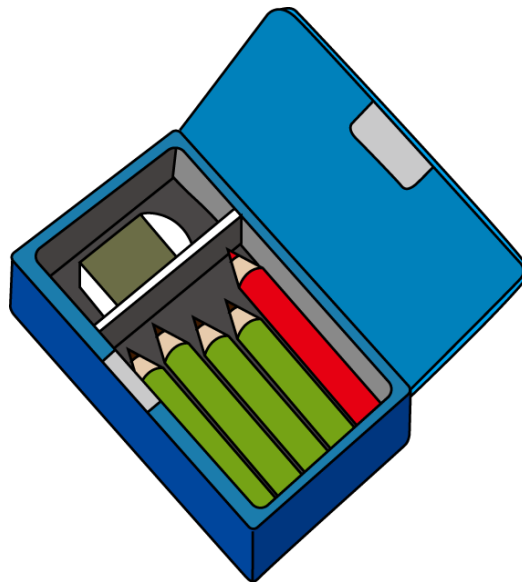
試験時間中は「必ず携行するもの」「携行できるもの」以外のものは、使用できません。

なお、衣類のポケット等を使用して、筆記用具等を収納する行為も不正行為となりますので、十分注意してください。

### ■筆記用具等収納ケースの例示



例1



例2



例3



例4



例5